



最上川

2020

No. 88

水・土・里ネット 最上川



地域で寄り添う豊かな自然

水・土・里ネット

本 区 概 要
(令和2年4月現在)

受益面積 6,485.9 ha
組合員数 1,953 人

県営水利施設整備事業で改修した十一力村堰（廻館地内）

〈 目 次 〉

理事長あいさつ・・・・・・・・・・	2	令和2年度 予算・・・・・・・・・・	6
令和2年通常総代会開催・・・・・・・・	3	令和2年度 賦課金納入について	7
令和2年度 主な事業一覧・・・・・・・・	4～5	水・土・里ネット掲示板・・・・・・・・	8～10 (改良区からのお知らせ)

理事長あいさつ



理事長

田澤 伸一

盛夏の候、組合員各位におかれましては益々ご健勝の事とお慶び申し上げます。

また、日頃より本区の業務運営並びに事業推進につきまして多大なるご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、今年は春作業最盛期を前に、中国に端を発する新型コロナウイルスの日本国内での感染拡大を防ぐため国から緊急事態宣言が発令されました。本区でも宣言を受け「新型コロナウイルス対策班」を設置し、感染予防対策として、国の指針に従い「3密」を避けるため、職員を事務所内の各会議室へ分散配置したり、マスクの着用、換気、除菌

の徹底を実施して参りました。

現在、緊急事態宣言は解除されたものの、ウイルスは目に見えないため、油断は大敵です。ワクチンや特效薬が完成しない限り、以前のような日常は取り戻せません。本区としても、厚生労働省の掲げる「新しい生活様式」を取り入れ職員の感染による業務への支障が出ないよう緊張感をもって業務の運営に当たって参る所存であります。

用水状況は、暖冬による雪不足の影響で「春先の雪解け水」だけでは足りないため、四月九日に水利権管理者である国土交通省酒田河川国道事務所へ「さみだ

れ大堰」の起立を要請し、用水の確保を図りました。一方、京田川水系では河川水位の低下が著しく、番水体制を実施しておりますが、皆様にご協力頂き心から感謝申し上げます。

さて、担い手の皆さんが各種会合で訴えるのは面積拡大とともに一番大変な作業は草刈りだということです。担い手の皆様の切実な声を受け本区では草刈りの負担を軽減するために、可能な範囲で用排水路溝畔を拡幅し、トラクター等、機械での草刈作業ができるよう計画を立て総代会にもお示しさせて頂きました。手

始めに昨年から試験的に生田排水路及び堀野排水路を整備実施していますが、今後も引続き、各路線についても補助事業等を活用しながら整備を進めていく予定であります。

次に、今年度本区で行われる事業について申し上げます。「国営かんがい排水事

業」最上川下流左岸地区では、中央排水機場と毒蛇排水機場の建設工事を引き続き実施する予定で、建屋建築に向けて、地盤の土壤改良等を中心に進めております。

「県営水利施設整備事業」では、事業着手している「上堰・八力村堰地区」、「吉田新堀西野堰地区」、「十一カ村堰地区」の三地区で引き続き改修工事を行って参ります。

また、「県営農業水利施設等保全高度化事業特別型（農地集積促進型）」として新規事業採択された「長沼堰、町堰、廿六木堰」の三地区においては今年度より工事を実施して参ります。「最上川下流左岸地区関連事業」につきましては事業採択にむけて調査計画を実施しております。

「県営農地整備事業」常万地区においては、引き続き区画整理工事を実施していきます。西興野地区では令和三年度から始まる面工事

に向け、実施設計を行う予定です。また、狩川東部地区では、農地整備実施に向け調査計画を行っております。そして、畦畔除去による区画の拡大・排水路の管路化・地下かんがい（暗渠排水）を整備内容とする「簡易基盤整備促進事業高田麦地区」は今年度を以って完了となります。

新型コロナウイルスは、社会生活、経済活動において種々の制限を我々に課しております。そんな中においても本区は今後とも役職員一丸となって、組合員各位への奉仕、あらゆる支出の再検討を通し組合員の負担の軽減を図りながら組合員各位の目線で業務の運営を行って参る所存です。今後ともご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。



令和 2 年通常総代会開催

去る令和 2 年 3 月 23 日、令和 2 年通常総代会が本区和室棟大会議室において開催されました。今回の総代会は、新型コロナウイルス感染症対策として、書面議決を活用し、又、手指消毒及びマスクの着用を徹底して頂き、定期的な換気を行いながらの開催となりました。総代現数 54 名のうち 50 名が出席し、4 名が書面議決、議長に常万地区選出の佐藤賢治総代が指名され、田澤理事長の挨拶後、下記議案が慎重審議され、全議案とも原案通り承認、可決されました。

【令和元年度】

報告事項

- 報告第 1 号 監査報告について

承認事項

- 総認第 2 号 令和元年度県営簡易基盤整備促進事業費高田麦地区地元分担金納付の変更について
総認第 3 号 令和元年度最上川土地改良区費収入支出第 2 回補正予算について

議決事項

- 総議第 35 号 令和元年度県営常万地区は場整備事業費地元分担金納付の変更について
総議第 36 号 令和元年度県営常万地区は場整備事業費地元分担金長期借入金の変更について
総議第 37 号 令和元年度県営西興野地区は場整備事業費地元分担金納付の変更について
総議第 38 号 令和元年度最上川土地改良区費収入支出第 3 回補正予算について

【令和 2 年度】

承認事項

- 総認第 1 号 最上川土地改良区監査規程の一部改正について
総認第 2 号 最上川土地改良区職員給与額及び支給規程の一部改正について
総認第 3 号 最上川土地改良区会計細則の一部改正について

議決事項

- 総議第 1 号 最上川土地改良区定款の一部変更について
総議第 2 号 最上川土地改良区規約の一部改正について
総議第 3 号 最上川土地改良区利水調整規程について
総議第 4 号 最上川土地改良区報酬額、費用弁償額及び支給規程の一部改正について
総議第 5 号 令和 2 年度賦課徴収方法について
総議第 6 号 令和 2 年度地区除外決済金の基準について
総議第 7 号 令和 2 年度県営常万地区は場整備事業費地元分担金長期借入金について
総議第 8 号 令和 2 年度県営簡易基盤整備促進事業費高田麦地区地元分担金長期借入金について
総議第 9 号 令和 2 年度県営西興野地区は場整備事業費地元分担金長期借入金について
総議第 10 号 令和 2 年度最上川土地改良区費収入支出予算について



採決の様子



総代会の様子

令和 2 年度 主な事業一覧

(1) 国営かんがい排水事業「最上川下流左岸地区」

老朽化した排水関連施設を補修・改修し、新たな施設の建設も行います。

予定工期：平成29年度～令和 7 年度

工事計画：排水機場(改修 5 箇所、新設 1 箇所)、排水路等(5.6km)、水管理施設(一式)

負担率(%)：国(66.66) 県(23.00) 市町(8.00) 改良区(2.34)

総事業費：16,100百万円

(2) 県営水利施設整備事業

国営事業実施路線より下流で、本事業の採択要件に該当する用水路または揚水機を改修します。

・上堰八カ村堰地区(基幹水利施設整備型)

予定工期：平成26年度～令和 2 年度

対象施設(予定)：上堰(3,925m)、八カ村堰(1,579m)

負担率(%)：国(50.0) 県(25.0) 市町(10.0) 改良区(15.0)

総事業費：860百万円

・吉田新堀西野地区(農地集積促進型)

予定工期：平成28年度～令和 3 年度

対象施設(予定)：吉田幹線(1,767m)、吉田第四号支線(5,477m)、新堀堰(854m)、
西野堰(497m)、板西揚水機(電機設備)、榎木揚水機(電機設備)

負担率(%)：庄内町…国(55.0) 県(27.5) 町(10.0) 改良区(7.5)

酒田市…国(50.0) 県(27.5) 町(10.0) 改良区(12.5)

総事業費：425.8百万円

・十一カ村堰地区(基幹水利施設整備型)

予定工期：平成29年度～令和 2 年度

対象施設(予定)：十一カ村堰(732.4m)、四カ村堰(撤去：621.2m)

負担率(%)：国(50.0) 県(25.0) 市町(10.0) 改良区(15.0)

総事業費：110百万円

・最上川下流左岸地区(調査計画)

調査計画期間：平成30年度～令和 2 年度

対象施設(予定)：国営最上川下流左岸土地改良事業関連事業施設

負担率(%)：平成30年度 県(60.0) 改良区(40.0)

令和元年度～令和 2 年度 国(100.0) 改良区(0.0)

調査計画費：39.5百万円

(3) 県営農地整備事業(経営体育成型)

・常万地区：常万・上朝丸・中堀野の 3 集落を主な対象とした農地整備を実施しています。

予定工期：平成28年度～令和 7 年度 対象面積：115.7ha

整備内容：標準区画 200m×50m=1.0ha、パイプライン、地下排水路、地下かんがい(暗渠排水)

農地集積：担い手への農地集積で地元負担金軽減

負担率(%)：国(55.0) 県(27.5) 町(10.0) 地元(7.5)

総事業費：2,447百万円

・高田麦地区：高田麦・宮曾根集落を主な対象とした農地の簡易整備を実施します。

予定工期：平成30年度～令和 2 年度

整備内容：区画整理(畦畔除去) 17.6ha、地下排水路 3,002m、地下かんがい(暗渠排水) 31.6ha

負担率(%)：国(55.0) 県(27.5) 町(10.0) 地元(7.5)

総事業費：290百万円

・西興野地区：西興野集落を主な対象とした農地整備を実施しています。

予定工期：令和元年度～令和10年度

整備内容：標準区画 200m×60m、パイプライン、地下排水路、地下かんがい(暗渠排水)

農地集積：担い手への農地集積で地元負担金軽減

負担率(%)：国(55.0) 県(27.5) 町(10.0) 地元(7.5)

総事業費：923百万円

(4) 県営農地整備事業（調査計画）

- ・狩川東部地区：東興野・今岡・荒鍋の 3 集落を主な対象とした農地整備実施に向け、調査計画を行っています。

調査計画予定：平成 29 年度～令和 3 年度

対象面積：45.1ha

計画内容：大区画、パイプライン、地下排水路、地下かんがい（暗渠排水）

(5) 県営農業水利施設等保全高度化事業特別型（農地集積促進型）

対象地区の水路補修・改修や揚水機改修を実施します。

- ・町堰地区

予定工期：令和元年度～令和 8 年度

対象施設：町堰(1,719.0m)、西野第二揚水機（電気設備）、宮曾根揚水機（電気設備）
同組堰(661.0m)

負担率(%)：庄内町…国(55.0) 県(27.5) 町(10.0) 改良区(7.5)

酒田市…国(50.0) 県(27.5) 市(10.0) 改良区(12.5)

総事業費：550 百万円

- ・廿六木堰地区

予定工期：令和元年度～令和 5 年度

対象施設：廿六木堰(851.1m)、末端放流施設（転倒ゲート）

負担率(%)：国(55.0) 県(27.5) 町(10.0) 改良区(7.5)

総事業費：130 百万円

- ・長沼堰地区

予定工期：令和元年度～令和 8 年度

対象施設：長沼堰(5,489.3m)、長沼第五揚水機（改修）、十文字堰(1,102.1m)

負担率(%)：国(55.0) 県(27.5) 市(10.0) 改良区(7.5)

総事業費：551.7 百万円

(6) 農業基盤整備促進事業

農業水利施設の安定的な用排水機能を確保するため、水利施設を整備します。

事業主体：土地改良区

予定工事：吉田幹線溝畔整備、堀野排水路法面整備、毒蛇排水路法面整備、
東砂子第二揚水機整備、町堰溝畔整備、北楯幹線溝畔整備、二段割排水路底版装工、
主殿堰安全柵等整備

負担率(%)：国(55.0) 県(4.0) 改良区(41.0)

(7) 土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設補修のための資金を積み立てし、この資金を利用して施設の定期的補修を実施します。

事業主体：土地改良区

予定工事：十六合第三揚水機

負担率(%)：国(30.0) 県(30.0) 改良区(40.0)

(8) 基幹水利施設管理事業

平成 14 年度からの継続事業で、基幹水利施設管理強化計画で挙げられた施設の維持管理事業です。

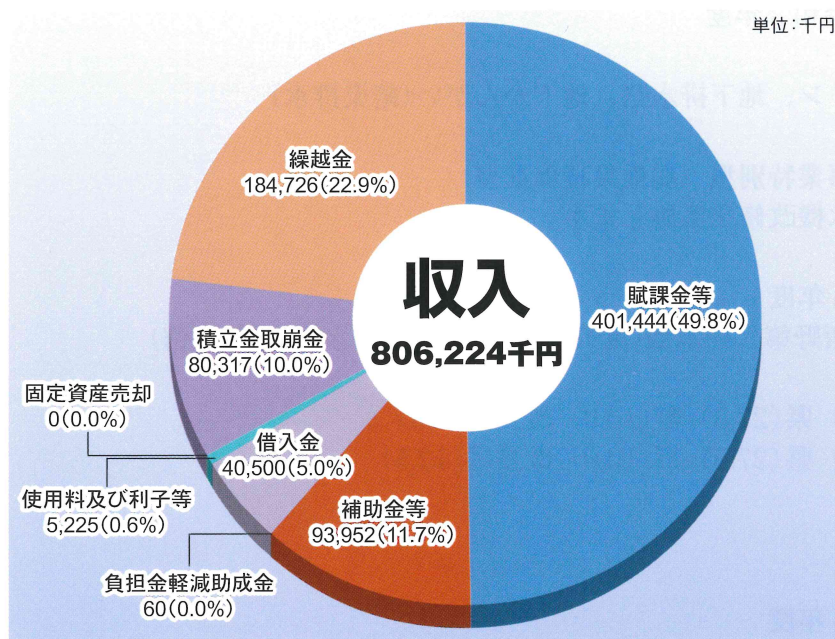
事業主体：山形県

対象施設：北楯頭首工、北楯大堰、最上川取水口、東興野揚水機場、中央管理所

負担率(%)：国(30.0) 県(40.0) 市町(10.0) 改良区(20.0)

本年度事業費：24.63 百万円

令和 2 年度予算



収入 (財源)		(単位：千円)
賦課金等		401,444
賦課金		386,901
決済金		4,845
雑収入		9,698
補助金等		93,952
補助金		54,066
交付金		2,430
受託料		37,456
負担金軽減助成金		60
借入金		40,500
使用料及び利子等		5,225
他目的使用料		3,222
基本財産収入(配当金、利子)		3
特定資産収入(利子)		2,000
固定資産売却		0
積立金取崩金		80,317
繰越金		184,726
合計		806,224

※補助金等とは・・・

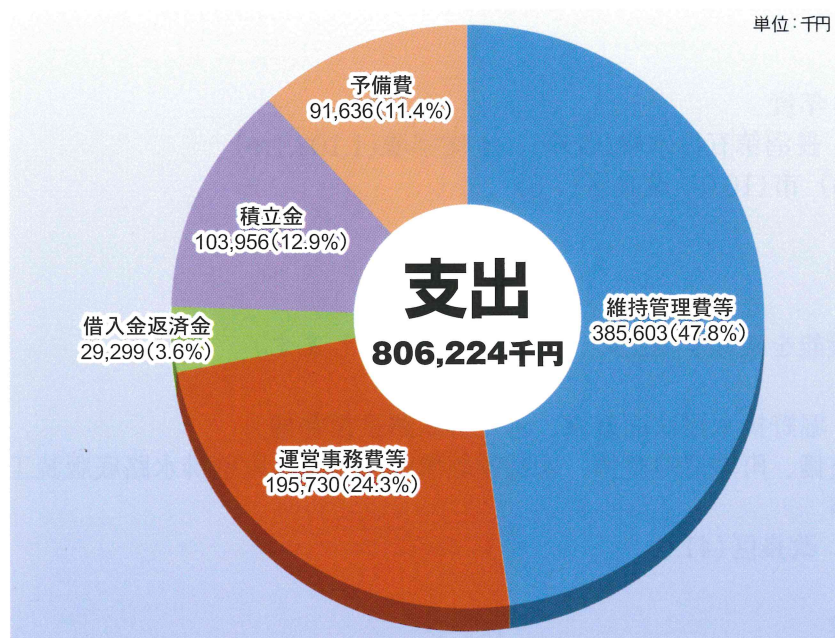
国県市町からの支援費や補助金、適正化事業の交付金、受託料

※負担金軽減助成金とは・・・

排水対策特別事業借入利子に対する助成金

※借入金とは、公庫資金借入金

常万地区及び西興野地区の県営ほ場整備事業及び高田麦地区の簡易整備事業の本年度事業費に対する地元負担分の借入金



支出 (費用)		(単位：千円)
維持管理費等		385,603
工事費		2,150
維持管理費		165,618
適正化事業費		3,796
受託業務費		42,131
調査業務費		11,350
十六合維持管理事業費		36,091
家根合維持管理事業費		18,384
常万維持管理事業費		2,194
農業経営高度化支援事業費		300
地元交付金		2,500
国営・県営事業負担金		101,089
運営事務費等		195,730
運営事務費		160,050
事務所費		4,500
過年度支出		350
支払負担金		4,530
固定資産取得費		2,000
積立金取崩支出		24,300
借入金返済金		29,299
積立金		103,956
予備費		91,636
合計		806,224

※借入金返済金の資金は・・・

賦課金と負担金軽減助成金、繰越金を充てます



予算のポイント

○借入金返済金の減額

昨年度の約62百万円から、今年度借入金返済額は約29百万円と、約33百万円の減額となりました。

○運営事務費等の減額

昨年度の約218百万円(補正含む)から、今年度の約196百万円と、約22百万円の減額となりました。

これは主に、昨年度の県営最上川地区の償還を終えた各工区の過年度支出分がなくなったことによるものです。

○繰越金や予備費の割合が大きいが・・・

これは将来、ほ場整備事業の償還に充てる資金が含まれているためです。

令和 2 年度 賦課金納入について

令和 2 年度、賦課金は次の通りです。これは令和 2 年 3 月 23 日に開催された通常総代会で議決されたものです。

賦課金、納入期限、賦課期日

賦 課 種 別		賦課金(円) (1,000㎡当り)	納入期限	賦課期日
一 般	第 1 期	3,400 円	令和 2 年 7 月15日	令和 2 年 4 月 1 日
	第 2 期	2,100	令和 2 年11月16日	
十 六 合 地 区 維 持 管 理		2,200	令和 2 年 7 月15日	
家 根 合 地 区 維 持 管 理		2,200		
常 万 地 区 維 持 管 理		3,500		
県 営 最 上 川 地 区	堀 野 工 区	2,810	令和 2 年11月16日	
県 営 家 根 合 地 区		4,200		
県 営 常 万 地 区		4,000		
県 営 西 興 野 地 区		4,000		
簡 易 整 備 高 田 麦 地 区		1,000		

賦課金の口座振替日

第 1 期 (納入期限 令和 2 年 7 月 15 日)	第 2 期 (納入期限 令和 2 年 11 月 16 日)
令和 2 年 7 月 6 日	令和 2 年 11 月 5 日
令和 2 年 7 月 15 日	令和 2 年 11 月 16 日

※賦課金の納入が遅れますと
年利10.95%の延滞金が課せられます。
期限までの納入をお願いいたします。

※上記口座振替日に農協口座より振替させていただきます。

県営ほ場整備事業年度別賦課金（計画）

1,000㎡当りの単価（円）

年度	工区・地区	堀 野	家根合	摘 要
R 2		2,810	4,200	
R 3		0	4,200	
R 4			4,200	
R 5～R 8			各4,200	
R 9			2,600	
R 10			0	

※賦課金の額は補助金額の変更等により変わる場合があります。

※借入金は各工区・地区の責任で返済しております。滞納しないようにお願いします。

※常万・西興野地区農地整備事業については、事業費等完了後、支払い年度が確定します。

※本年度で県営ほ場整備事業堀野工区の賦課金納入が終了します。

水・土・里ネット 掲示板

こんなときは届出をしてください！

- ◎ 農地の移動（賃貸借契約及び解約・売買など）
- ◎ 組合員の方が亡くなられたとき
- ◎ 組合員の住所・電話番号の変更
- ◎ 経営移譲をされたとき

『組合員資格得喪通知書』

組合員資格得喪通知書

下記により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

現資格者	氏名	京田川 太郎	㊟
新資格者	氏名	最上川 一郎	㊟

最上川土地改良区
理事長 田澤 伸一 殿

1. 資格得喪対象の土地

市・町	大字	字	地番	地目	用途	地積	㎡
酒田市	木川	梵天	76	田	田	231	
酒田市	木川	梵天	77	田	田	3,245	

【届出用紙記入例】

※賦課金は毎年4月1日現在における土地原簿に記載された賦課地積に応じて負担します。移動等がありましたら速やかに『届出』をお願いします。遅れますと当事者間（貸手、借手）での清算となりますので御承知願います。

※賦課金とは、施設の維持管理費・運営事務費や事業の借入返済金などに充てるお金です。受益者は受益面積に応じて負担するというのが賦課金の仕組みです。

公共機関（市町村、農業委員会、法務局等）、農協等への手続きとは別に、土地改良区への届出（台帳等の修正の為）が必要となります。

- ◎ 田んぼを農用地以外の目的で利用する時
- ◎ 田んぼから畑に完全に変わる時
- ◎ 田んぼが公共事業などで買収される時

『土地除外申請書』

※農地を地区除外される場合は、土地改良法の規定により土地改良区への申請と決済金の納付が義務づけられています。これらの手続きが行われないと、台帳から除外できない為、従来通り賦課金を支払うこととなりますので注意してください。

ご注意ください！

滞納賦課金（未納金）は新組合員が負担

農地の移動（売買・耕作者等の変更）があった場合、その土地に滞納賦課金（未納金）があると土地改良法第42条第1項（権利義務の承継）の規定により、変更があった土地の新組合員に承継され、滞納賦課金（未納金）を支払わなければなりませんので注意してください。

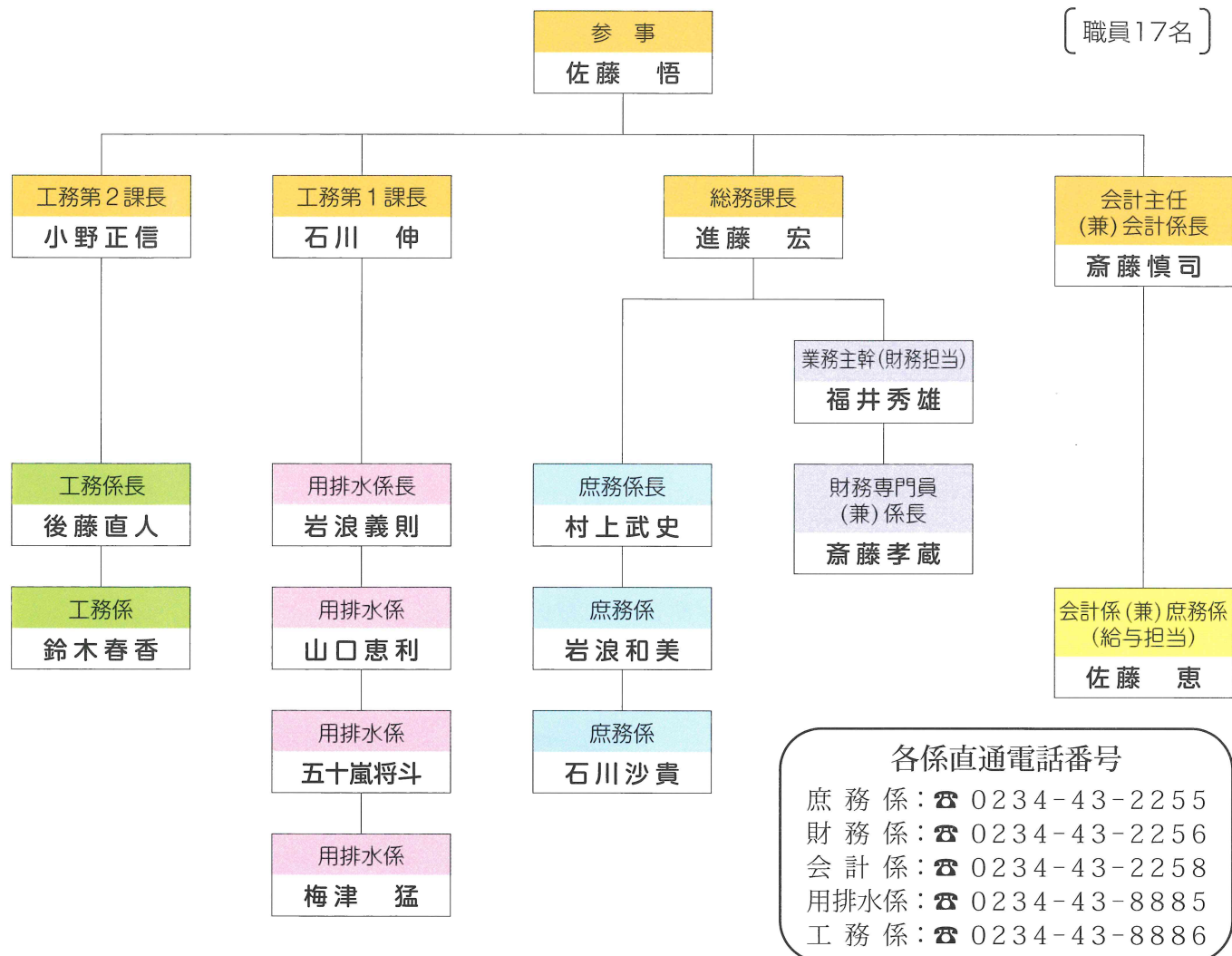
賦課金を滞納（未納）されている組合員の方へ

賦課金の未納が多くなれば土地改良区の運営に支障をきたします。組合員間の公平性を確保する為、滞納組合員には財産の差押等による滞納処分を執行せざるを得ませんので、ご理解とご協力をお願いします。

※滞納処分とは、賦課金を滞納している人（滞納者）の意思に関わりなく、滞納になっている賦課金を強制的に徴収するため、その人の財産を差押え換価し、滞納になっている賦課金に充てて完納させる一連の手続を言います。

令和 2 年度 職員配置図

(令和 2 年 4 月 1 日現在)



水土里ネット最上川の基本理念

- ① 農家組合員に徹底して奉仕します。
- ② 地域社会と連携して地域の自然環境の保全に努めます。

水土里ネット最上川の運営ビジョン

- ① 「あらゆる支出の再検討」を通し「農家組合員の負担の軽減」をはかります。
- ② 農家組合員に対し水を安定的に供給します。
- ③ 地域と連携して水の浄化や景観づくりに努めます。

平成15年12月制定

★本区では、毎週月曜日の朝礼時に上記の「基本理念」と「運営ビジョン」を唱和し、職員の意識向上に努め、予算の編成・執行をいたしております。

令和3年度採用 職員募集

最上川土地改良区では次のとおり職員を募集します。

- 募集人員：男女各1名
 募集年齢：25～28歳（令和3年4月1日現在）
 ※職員年齢構成から20代が不足しているため
 学歴：不問
 提出書類：履歴書
 受付期間：8月1日(土)～8月31日(月)
 審査方法：1次試験 書類審査
 2次試験 論文・面接 ※2次試験日については該当者へ後日通知致します
 採用時期：令和3年4月1日より
 問い合わせ：〒999-7781 東田川郡庄内町余目字上梵天塚15
 最上川土地改良区 総務課庶務係 TEL 0234 (43) 2255

令和3年度採用 施設傭員募集

- 募集人員：若干名
 応募資格：最上川土地改良区管内に在住で概ね67歳までの健康な方
 勤務内容：水路看視業務及び揚排水機運転業務
 受付期間：令和3年1月29日(金)まで
 提出書類：履歴書及び健康診断書を庶務係まで提出
 賃金：日額 7,500円くらい
 採用時期：令和3年4月中旬～令和3年9月中旬

ゴミを捨てないで!!

近年、水路へのゴミ投棄が後を絶たず、施設の維持管理に大変支障をきたしています。投棄されたゴミが、下流のゲートやスクリーンに詰まり、水が溢れ出るという事態も以前から報告されています。

「**水路には絶対ゴミを捨てない**」よう、皆様の御協力をお願い致します。

また、草刈りに際しましても、極力刈草が水路に落ちないように重ねてお願い致します。



吉田幹線に流れてきたゴミ（左：ソファ等 右：座布団等）

水路・ため池等転落防止について

8月に入り、子供たちも夏休みの時期を迎えております。この期間は夏の暑さによる体調不良や気の緩みにより、例年、水難事故が多発する傾向にあります。

当土地改良区でも、事故の未然防止のため、安全施設や看板等の設置を行っております。また、教育委員会を通して、小学校や幼稚園への指導要請を行っているところですが、地域や家庭内におかれましても、常日頃からの指導と監督をよろしくお願い致します。



水路侵入への注意看板

第2回 草刈実施期間

本区管理施設、第2回草刈実施期間は以下の予定です。

令和2年9月1日(火) から
 令和2年9月15日(火) まで

最上川土地改良区管内配水状況

管内の揚水状況や排水機の稼働状況などをお知らせするためのホームページへのアクセスは右のQRコードよりお願い致します。詳しくは工務第1課用排水係まで。

TEL：0234-43-8885

